

は し が き

当研究所は、平成14年度の委託研究として「米国の情報体制と市民社会に関する調査」を外務省より受託しましたが、本報告書はその研究成果を取りまとめたものです。

1947年の国家安全保障法によって設置された米国のインテリジェンス・コミュニティは、その体制の巨大さ、複雑さ、そしてインテリジェンスにかかわるがゆえに、必然的に外部に対しては明らかにならない部分も多く、しばしばその能力が過大評価されるかと思えば、あたかも「秘密警察」であるかのような批判の対象になるなど、評価は一転二転してきました。1970年代以降、米国は監査体制などを整備し、情報体制と市民社会の価値観を調和させる試みを不断に行ってきたり、その結果として、インテリジェンスに関する「パブリック・ディベート」が行える雰囲気が醸成されてきたといえます。

9.11テロ攻撃以降は、今までにない形で、インテリジェンスの必要性和重要性が認識されるようになりました。しかし、それは、米国のインテリジェンス・コミュニティがかかえる問題をも浮き彫りにさせたといえます。米国で際立っていたのは、この問題が認識された際、数多くの識者が公的な場で、その問題を論じ得たことです。インテリジェンスにかかわる活動そのものは、外部に明らかになり得なくても、そのマンデート、メカニズム、体制の問題は、すぐれて安全保障問題であり、公的討論の対象となり得ます。

本研究会は、主として米国で行われたこの議論を参考にしつつ、インテリジェンスについて語るということはそもそもどういうことなのかを学ぶプロセスでもありました。いうまでもなく、日本では、安全保障問題としてインテリジェンスを語る市民社会側の能力が十分ではありません。その意味で、研究会を行えたことそのものがひとつの成果であったといえます。具体的には、各委員が、それぞれ自らの専門分野にひきつけて、個別の研究・報告を行い、本報告書に収録された原稿を執筆しました。その限りにおいては、包括的、統一的な研究とはいえないかもしれませんが、しかし、9.11テロ攻撃後に問題になった主要点はカバーできるよう努めたつもりです。

ここに表明されている見解は、すべて各執筆者のものであって、当研究所の意見を代表するものではありませんが、本報告書が、日本においてインテリジェンスに関する公的討論を開始させる一助になることを願うものです。

最後に、本研究に終始積極的に取り組まれ、本報告書の作成にご尽力いただいた執筆者各位並びにその過程で御協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成15年3月

財団法人 日本国際問題研究所
理事長 佐藤 行雄

研究体制（敬称略）

主査	加藤 朗	桜美林大学国際学部教授
委員	北岡 元	財団法人世界平和研究所主任研究員
	土屋 大洋	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 助教授・主任研究員
	新田 紀子	外務省北米局北米第二課課長補佐（前 当研究所 アメリカ研究センター主任研究員）
	宮坂 直史	防衛大学校国際関係学科助教授
幹事兼任	中山 俊宏	当研究所アメリカ研究センター研究員
担当助手	三瓶 裕子	当研究所アメリカ研究センター研究助手